

大田市介護人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業所における介護従事者の資質向上を図るとともに、介護人材の育成を推進するため、資格を取得する際に必要となる試験の受験料及び研修等の受講料の一部を予算の範囲内において補助することとし、その交付に関しては、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護サービス事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院をいう。

(対象試験及び研修等)

第3条 補助金の交付の対象となる試験及び研修等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第1項に規定する介護福祉士試験（以下「介護福祉士試験」という。）
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の3に規定する介護支援専門員実務研修受講試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）
- (3) 介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「介護職員初任者研修」という。）
- (4) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する介護職員実務者研修（以下「介護職員実務者研修」という。）
- (5) 特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会が主催する、介護支援専門員試験合格対策講座（以下「介護支援専門員試験合格対策講座」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する試験及び研修等を受ける者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、他の公的制度による補助を受けている者は除く。

- (1) 本市に所在する介護サービス事業所に勤務している者
- (2) 市税等を滞納していない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 介護福祉士試験及び介護支援専門員実務研修受講試験を受験する場合の補助金の額は、受験料の10分の8以内の額とする。
- (2) 介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修を受講する場合の補助金の額は、受講料の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。

(3) 介護支援専門員試験合格対策講座を受講する場合の補助額は、受講料の2分の1以内の額とする。

2 前項の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助回数)

第6条 前条の補助回数は、次に掲げる回数とする。

(1) 前条第1項第1号の補助回数は、同一試験に対し同一人につき5年間で3回を限度とする。

(2) 前条第1項第2号の補助回数は、同一研修に対し同一人につき1回を限度とする。

(3) 前条第1項第3号の補助回数は、同一講座に対し同一人につき5年間で3回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、介護人材育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の決定通知等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理し、補助金を交付することが適当と認めるときは、介護人材育成支援事業補助金交付決定・確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請が不適当と認めるときは、介護人材育成支援事業補助金申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、介護人材育成支援事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 この要綱による補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部を返還しなければならない。

(1) 対象試験の受験日又は研修等の修了日以降、3年未満で介護サービス事業所を退職したとき。ただし、本人の意思によらず雇用者の都合で解雇された場合又は災害その他やむを得ない理由と市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 補助金を不正に取得したと市長が認めるとき。

2 補助金の返還は、介護人材育成支援事業補助金返還通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(異動の届出)

第10条の2 補助金の交付決定を受けた者は、前条第1項第1号に規定する要件に該当した場合は、異動届出書（様式第6号）により、速やかに届け出なければならない。

(結果報告)

第11条 補助金の交付を受けた者のうち、第3条第1号及び第2号の試験を受けた者は、当該試験結果について市に報告をするものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、介護福祉士試験及び介護支援専門員実務研修受講試験を受ける者が、同日までに1回目の交付申請を行った場合は、1回目の試験が行われた日の属する年度の4月1日から起算して5年間は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年告示第150号の3）

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の大田市介護人材育成支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に補助金の申請を行う者について適用し、同日前に補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

対象種別	添付書類
介護福祉士試験 又は 介護支援専門員実務 研修受講試験	(1) 受験票の写し又はこれに準ずる書類 (2) 受験に要する経費を明らかにする書類の写し (3) 事業者が証明する就労証明書（様式第1号の2） (4) 誓約書（様式第1号の3）
介護職員初任者研修 又は 介護職員実務者研修	(1) 修了を証する書類の写し (2) 受講に要する経費を明らかにする書類の写し (3) 事業者が証明する就労証明書（様式第1号の2） (4) 誓約書（様式第1号の3）
介護支援専門員試験 合格対策講座	(1) 申込書の写し (2) 受講に要する経費を明らかにする書類の写し (3) 事業者が証明する就労証明書（様式第1号の2） (4) 誓約書（様式第1号の3）

様式第1号（第7条関係）

介護人材育成支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大田市長 様

下記のとおり試験の受験料又は研修等の受講料の補助を受けたいので、大田市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

また、交付決定の審査に当たっては、必要に応じ、個人に関する税情報を見ることがあります。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	印		
	現住所	(TEL)		
勤務先	所在地			
	事業所名			
種別	<input type="checkbox"/> 介護福祉士試験 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修受講試験 <input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 介護職員実務者研修 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員試験合格対策講座			
受験料又は受講料	円	受験日又は修了日	年 月 日	
補助金申請額	円 (百円未満切り捨て)	補助額	介護福祉士試験又は介護支援専門員実務研修受講試験：受験料×8/10 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修：受講料×1/2（上限額5万円） 介護支援専門員試験合格対策講座：受講料×1/2以内	

様式第1号の2 (第7条関係)

就 労 証 明 書

補助金申請者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
就労先	所 在 地			
	名 称			
	採用年月日	年 月 日		

上記のとおり就労していることを証明する。

年 月 日

事業者 所在地
名 称
代表者氏名

印

様式第1号の3（第7条関係）

誓 約 書

私は、大田市介護人材育成支援事業補助金交付申請にあたり、大田市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第10条の規定による補助金の返還を命じられた場合は、速やかに返還することを誓約します。

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所

氏名 印

様式第2号（第8条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長 印

介護人材育成支援事業補助金交付決定・確定通知書

年 月 日付けで申請のあった介護人材育成支援事業補助金交付申請について、次のとおり決定及び確定したので、大田市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 対象試験又は研修名（補助回数）

2 交付決定金額 円

様式第3号（第8条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長 印

介護人材育成支援事業補助金申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった介護人材育成支援事業補助金交付申請について、下記の理由により却下と決定したので通知します。

記

(却下の理由)

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所
氏名 印

介護人材育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定及び確定のあった見出しの補助金について、大田市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金額	円	
2 振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通 当座
	口座番号	
	口座名義人	フリガナ

様式第5号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

大田市長 印

介護人材育成支援事業補助金返還通知書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定及び確定し、既に交付された補助金について、下記のとおり返還してください。

記

- 1 補助金返還額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由

様式第6号（第10条の2関係）

年 月 日

大田市長 様

住所
氏名

印

異動届出書

下記のとおり異動したので、大田市介護人材育成支援事業補助金交付要綱第10条の2の規定により、届け出ます。

1. 届出事項

- 介護サービス事業所を退職した

（退職日： 年 月 日）

2. 上記異動の理由

- 自己の都合による
 雇用主の都合による
 病気又は災害による
 その他（ ）による